

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第6区分
 【発行日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【公表番号】特表2006-514595(P2006-514595A)
 【公表日】平成18年5月11日(2006.5.11)
 【年通号数】公開・登録公報2006-018
 【出願番号】特願2003-585908(P2003-585908)
 【国際特許分類】

B 6 5 D 8/04 (2006.01)

B 2 1 D 51/44 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 8/04 L

B 2 1 D 51/44 C

B 2 1 D 51/44 R

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月27日(2006.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

中央パネルと、
 皿溝ビードと、
 傾斜したチャックウォール部と、
 巻締めパネルと、

缶のボディに巻締めされたときに缶エンドの破損モードを制御する1つまたは複数の制御構造と、
 を有し、

少なくとも1つの前記制御構造は、前記皿溝ビードの外側壁の延長部、または、前記皿溝ビードの外側壁に設けられた柵部を備えている、缶のエンドシェル。

【請求項2】

前記チャックウォール部に押込み部を有する制御構造を含んでいる、請求項1に記載のエンドシェル。

【請求項3】

前記制御構造は、前記缶エンドに固定されたタブの後部の後ろを、該タブの軸を通る直径を中心として弧状に延びている、請求項1または2に記載のエンドシェル。

【請求項4】

前記制御構造は、前記タブの中心軸を通る直径の両側を、前記缶エンドの弧に沿って延びている、請求項1に記載のエンドシェル。

【請求項5】

前記制御構造は、少なくとも、前記皿溝ビードの前記延長部と、前記チャックウォール部に設けられた押込み部とを有し、

前記皿溝ビードの延長部と前記押込み部は、缶の同一の直径を中心とする弧に沿って延びている、請求項1から4のいずれか1項に記載のエンドシェル。

【請求項6】

前記ビードの前記延長部の弧の長さは、該ビードの延長部がトリガーとして働くように

、前記チャックウォールの前記押込み部の弧の長さより短くされている、請求項 5 に記載のエンドシェル。

【請求項 7】

前記制御構造は、前記エンドシェルの全周にわたって延びている、請求項 1 に記載のエンドシェル。

【請求項 8】

前記制御構造は、シェルプレス、コンバージョンプレス、またはこれらの組合せのうちのいずれか 1 つによって形成されている、請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載のエンドシェル。

【請求項 9】

缶ボディと、請求項 1 から 8 のいずれか 1 項に記載の缶エンドとを備え、該缶エンドは二重巻締めによって該缶ボディに接続されている缶。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明によれば、中央パネルと、皿溝ビードと、傾斜したチャックウォール部と、巻締めパネルと、缶のボディに巻締めされたときに缶エンドの破損モードを制御する 1 つまたは複数の制御構造とを有し、少なくとも 1 つの制御構造は、皿溝ビードの外側壁の延長部、または、皿溝ビードの外側壁に設けられた棚部を備えている、缶のエンドシェルが提供される。